

ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会第2回会合(議事要旨)

令和2年2月4日(火)15時15分～17時15分

於外務省共用国際会議室893号室

1. 開会挨拶

(山中修 外務省総合外交政策局参事官(国連担当大使))

- ・ 企業活動における人権の尊重への関心が世界的に高まる中、行動計画の策定・実施を通じて、本分野における我が国の取組を国際社会に示すとともに、責任ある企業活動の推進を図っていくことは重要と考える。

2. 議事

(1) ビジネスと人権に関する行動計画(原案)の説明

外務省より、「「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)原案(当日配付資料5。以下、「行動計画(原案)」という。)」について説明があった。

(2) ビジネスと人権に関する行動計画(原案)に対する見解

行動計画(原案)の説明を受けて、諮問委員会構成員より、原案に対する意見が寄せられた(本会合に欠席した諮問委員会構成員2名から寄せられた意見書については、司会が代読)。その後、外務省及び関係府省庁から意見を述べた。

(荒井勝NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長/HermesEOS上級顧問)

- ・ 行動計画(原案)に、「投資家」という言葉が2回しか出てこないが、企業との建設的対話に取り組む投資家の役割の重要性の高まりを踏まえ、記載を追加頂きたい。
- ・ サステナブル投資は増加傾向にあり、ここ数年は日本でも機関投資家が企業に対して積極的に建設的な対話に取り組んでいる。投資家に対しても、人権にエンゲージメントしていくべきというメッセージを送るべきではないか。
- ・ 行動計画(原案)の「第1章行動計画ができるまで」の背景は、市民等には分かりづらい記載内容。
- ・ 昨年9月に、国連責任銀行原則が発足し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(以下、指導原則という。)」が言及されている。今後、投資家だけでなく銀行等の間接金融の役割が(サステナブル投融資で)非常に大きくなっていくこと、また、2012年に「持続可能な保険原則」が国連環境計画・金融イニシアティブで策定されていることにも言及頂きたい。
- ・ 国連グローバル・コンパクトの記載ぶりに関しても、その10原則の多くは、ビジネスと人権に深く関わっており、説明を追記すべき。

- ・（「第2章行動計画」全体の構成に関して）行動計画（原案）を見る限り、実際にどの府省庁が取り組むのか分からないことが残念。行動計画の別紙として、もしくは、作業部会、諮問委員会の場合等でも構わないので、具体的に示して頂きたい。
- ・「第2章2(1)横断的事項 ウ. 新しい技術の発展に伴う人権」の「人間中心の AI 社会原則」の記載ぶりに関して、人権との関係性をより明確にする必要がある。
- ・「第2章2(1)横断的事項 オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）」に関して、「障害者、女性、性的指向・性自認等」との記載に加えて、「人種」や「信条」等も明記すべき。
- ・「第2章2(1)横断的事項 カ. 外国人材の受け入れと共生」について、この項目を独立させた理由が分かり難く、別の項目として取り上げるのなら、このテーマが特に重要な課題であることを説明する必要がある。
- ・「第2章2(2)人権を保護する国家の義務に関する取組 エ. 人権教育・啓発」に関して、機関投資家や年金基金、銀行等の金融機関等と連携して教育・啓発に取り組む旨を是非とも盛り込んで頂きたい。
- ・（「第2章2(3)人権を尊重する企業の責任を促すための取組 ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進」では）「スチュワードシップ・コード」や「コーポレートガバナンス・コード」において「ESG課題も念頭に」実施との記載があるが、これらコードでは、ESGは非常に重要な課題と位置付けられているため、記載ぶりを変更頂きたい。
- ・（同じく、「第2章2(3)において）価値協創ガイダンスは、「人権」等の各課題について細かく触れていないため、このガイダンスと人権をどう結び付けるか、人権も含めたガイダンスとして検討する必要がある。
- ・「第4章実施・見直しに関する枠組み」では、企業の中期経営計画と同様、3年後、5年後に何をを目指すのか記載すべき。

（有馬利男 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事）

- ・（「第1章」において）国連グローバル・コンパクト10原則が人権をベースにしている旨記載頂きたい。
- ・（「第4章」に関して）一定の時間の中で国として大きな問題を解決していくという点から考えると、解決すべきテーマや課題をもう少し明確にすべき。3年後、5年後までに解決すべき課題、目標や現状、目標とのギャップ等を明確にする事で、見直しの際に、進捗状況が明確になる。
- ・行動計画（原案）の概要紙（当日配付資料4）では、「レビュー」と記載されている箇所が、行動計画（原案）では「意見交換」と記載されている。進捗状況を測る体制を当初から作り、盛り込んでいくことが重要。

(大村恵実 日本弁護士連合会 前国際人権問題委員会委員長)

- ・ 行動計画(原案)「第2章1. 行動計画の基本的な考え方」では、「5点が特に重要と考える」との記載があるが、行動計画の素案では「優先分野」という記載だった。国連ビジネスと人権作業部会のガイダンス(以下、「国連ガイダンス」という。)によれば、政府はまず優先分野を明示しなければならないとされている。上記5点が、優先分野として足りているかという問題はあるが、特定した以上は、優先分野として記載した方がよい。
- ・ 「第2章2. 分野別行動計画」の全体を通して、「具体的な措置」の記載ぶりは、既存の施策と今後取るべき措置が混在しており、非常に分かりづらい。
- ・ (同じく「第2章2」の全体を通して)「具体的な措置」の記載ぶりは、抽象的な目標ではなく、手段や措置を記載すべき。例えば、第2章2(3)アでは、「女性活躍推進法の着実な実施」として、「必要な支援を行い、女性の職業生活における活躍をさらに推進していく」とあるが、「活躍の推進」は目標であって手段や措置ではなく、具体性がない。国際社会の観点から見て、女性活躍の分野は、投資を呼び込む上でリスクとなっている。目標と手段を混在せず、具体性のある記載を検討すべき。経団連では、「女性の活躍推進による成果・ビジネスインパクトの先進事例集」等を作成しているが、こうした好事例の収集を政府として支持する等、既存の予算措置の範囲内で記載可能な具体的取組の記載を検討してはどうか。
- ・ 「第2章2(3)人権を尊重する企業の責任を促すための取組 イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援」では、具体的な手段や措置の記載が無い。「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」等の先行の取組で、ビジネスと人権の観点からの検討を行う等、今後の方向性を示す記載を追加して頂きたい。
- ・ 「第2章2(4)救済へのアクセスに関する取組」に関して、日弁連として、国内人権機関について言及頂きたい旨、改めて要請する。
- ・ (同じく「第2章2(4)」では)民間の取組を支援する旨記載頂きたい。ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会にて提示されたステークホルダー同の「要請書」では、民間の取組に「必要に応じて支援を行う」ことを共通要請事項として記載している。((<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000561987.pdf>)。以下、「共通要請事項」という。)2019年6月の「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画(NAP)の策定に向けて」と題する事務局文書では、「作業部会構成員で意見が一致したものについては、基本的には、行動計画に反映していきたいと考えている旨が述べられているので、共通要請事項については反映頂きたい。
- ・ 「第4章」に関して、行動計画の実施状況のモニタリングには、国連ガイダンスに従い、KPI(重要業績評価指標)や取組を実施する府省庁名を特定して盛り込むべき。

- ・ 行動計画の和文と英文を同時に公表し、国際社会に周知頂きたい。

(河野康子 一般財団法人日本消費者協会理事)

- ・ 近年のデジタルイゼーションにおいて、個人データの活用が促進され、AI の導入によって消費者が利益を得る一方、プライバシー侵害等の問題も発生している。
- ・ (「第2章2(1)横断的事項 エ. 消費者の権利・役割」に関して) 消費者への人権教育も十分とは言えない。消費者の権利の尊重と、それを支える消費者政策の充実を達成するため、取組を整備して頂きたい。
- ・ 企業の事業活動において人権が尊重されているかどうかの鍵は、資金を融通する投資家と商品やサービスを購入する消費者である。
- ・ 多くの消費者は人権や不平等に関して、知る機会や学ぶ機会、行動する機会がほとんどないため、認知する場と機会が必要。
- ・ (「第2章2(3)ア」に関して) 人権に配慮した消費行動には根拠ある情報が必要であるため、更なる情報の開示を企業に求める。
- ・ 行動計画を「見える化」するため、グッドプラクティスを共有できるようなプラットフォームを外務省のホームページ等に整備頂きたい。
- ・ (「第4章」に関連し) 検証、評価を適切に行うための客観的な評価指標を含んだ、具体的なKPIを設定して頂きたい。また、取組実施府省庁を明確にして頂きたい。

(田口晶子 国際労働機関(ILO)駐日代表)

- ・ 「第2章2(3)ア」において、ILO多国籍企業宣言を踏まえた利害関係者との対話、協働を強調頂きたい。
- ・ ILO多国籍企業宣言において、人権デュー・ディリジェンスと対話は相互に不可欠であるものとされている他、対話と協働が伴わない負担が高くなる人権デュー・ディリジェンスは、サプライヤーへの負担が高くなる可能性もあり、持続可能性がないのではないかと懸念もある。
- ・ 「第1章1. 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性」では、「良好な労使関係を通じた紛争の未然防止や改善につなげる労使慣行を始めとした、日本企業独特の取組」と記載されているが、こうした慣行は、対話と協働によって支えられている事を強調したい。
- ・ ステークホルダーの共通要請事項では、「人権デュー・ディリジェンスとともに、これと相互補完的な取組みとして、企業のステークホルダーとの対話の取組みを促進する」と記載されており、検討頂きたい。
- ・ 「第3章政府から企業への期待表明」でも、対話と協働を強調頂きたい。
- ・ 「第2章2(3)ア」では、「OECD多国籍企業行動指針の周知の継続」と記載があるが、ILO多国籍企業宣言の周知も加えて頂きたい。

- ・ 行動計画(原案)に盛り込んでほしいというわけではないが、未批准条約の批准について、今後も検討頂きたい。

(二宮雅也 一般社団法人日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社社長)

- ・ 行動計画において、「ビジネスと人権」を国家の成長戦略として明確に位置付けて頂きたい。日本企業の人権の取組をアピールして投資を呼び込み、国としての成長に繋げていくことが必要。政府が「ビジネスと人権」に主体的に取り組む姿勢を示すことで、企業の認識も前進し、SDGsやESGの取組との相乗効果も生まれる。
- ・ 日本が信頼され、選ばれるため、企業が自発的に人権を尊重する経営を、政府として支援することが必要。その環境整備の一環として、人権デュー・ディリジェンスに関するガイダンスの策定が必要。
- ・ OECDデュー・ディリジェンスガイダンスを基に、日本企業の事例を入れたガイダンスを作成頂きたい。中小企業向けのガイドブックは、中小企業の主体的取組の促進にも繋がる。
- ・ 価値協創ガイダンスに、ガバナンス面の課題として、人権リスクへの対応を書き込むことで、ESGとの関連で企業の取組を促進することに繋がる。
- ・ 在外公館、(独)日本貿易振興機構(JETRO)や(独)国際協力機構(JICA)には、ビジネスと人権に関する企業への支援強化をお願いしたい。
- ・ (「第2章2(2)エ」において)「政府は、従来から行われている人権教育、人権啓発の取組を継続していく」とあるが、これまでの人権教育や啓発は、同和問題や差別の問題に集中しており、ビジネスと人権の視点は含まれていないのではないか。
- ・ (「第2章2(3)ア」において)「在外公館における海外進出日本企業に対する、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発」の記載に、JETROやJICAを追記頂きたい。
- ・ 中小企業に対しては、情報ウェブプラットフォーム以外にも、具体的に活用できるツールの開発やコンサルティング機能の充実等の推進体制が必要ではないか。

(若林秀樹 ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ 国連が提唱する人権の主流化を念頭に、各府省庁の活動全てが人権の保護に通じると考え、国際人権基準や指導原則に沿って既存の取組を整理していくことが必要。日々の活動の中で取り組むことで、政策の一貫性が担保される。
- ・ 「第2章2(1)横断的事項 イ. 子どもの権利の保護・促進」において、子どもの権利に関して、国際基準となっている「子どもの権利とビジネス原則」に基づいて実施することを記載頂きたい。

- ・「第2章2(2)人権を保護する国家の義務に関する取組 ア. 公共調達」において、指導原則との関係等を考えると、「暴力団員における不当な行為等の防止に関する法律」の位置付けが分かり難い。
- ・「第2章」冒頭に優先分野の記載が無いのであれば、その説明が必要。
- ・（「第1章1」における）ビジネスと人権に関する政策の「整合性の確保」という記載ぶりは、本来的には「一貫性」が求められる。「一貫性」は、全ての政策に通底した横の軸が存在することを指すが、「整合性」とは、それぞれの政策の中での整合を指すものである。「政策の一貫性」を改めて意識することが必要。
- ・「第1章2. 行動計画の位置付け」において、SDGsに触れている点は評価。政府は、SDGsの実施指針を昨年の12月に改訂しており、これを柱として、ビジネスと人権に関する項目や行動計画について整理をすることも一案。
- ・「第4章」に関し、3年後の見直しは、フォロー体制や予算等を提示する必要がある。「(3年目の関係府省庁連絡会議の)結果について、ステークホルダーと対話の機会を設ける」とあるが、実施状況の確認の段階で、ステークホルダーと意見交換をする必要がある。
- ・（同じく「第4章」では）行動計画の見直しのためにKPIを設定したほうが良い。評価基準の検討過程で、目標と現状のギャップの特定に繋がる課題も見えてくる。
- ・「第2章2(4)救済へのアクセスに関する取組」について、我が国に欠けている最たる要素は、国内人権機関がない点にある。各国では、国内人権機関が人権の取組を進めている。各府省庁で検討し、立法への動きがあっても良いのではないか。
- ・これから実施するパブリックコメントの回答はウェブサイトで示して頂きたい。

(南慎二 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 本会合に御欠席の諮問委員会構成員2名の御意見は、以下の通り。
- ・ 相原康伸日本労働組合総連合会事務局長
 - ① 「全体を通して」 ビジネスと人権に関する行動計画の策定に向けて、各ステークホルダーが様々な提言をしてきた。他方、行動計画(原案)は既存の施策が中心。日本企業の活動が国内外の多くの人々に影響を及ぼしており、人権侵害の救済を求める多くの関係者が存在している現状を踏まえ、我が国の施策で足りない点を補う行動計画が求められている。
 - ② 「中核的労働基準について」 ILOの8中核的労働条約のうち、105号及び111号条約を早急に批准する必要がある。行動計画においても、条約の批准をめざすという政府の方向性は示すべき。
 - ③ 「公共調達」 政府はその商取引の相手方の企業の人権尊重を促進すべきであり、既存の取組だけでは、労働者の労働条件などの権利保障が不十分。

- ④ 「救済へのアクセスに関する取り組みについて」 OECD多国籍企業行動指針に基づく連絡窓口(日本NCP)は対応件数や処理に係る期間において、諸外国と比べて非常に劣っている。今後の運用改善策を具体的に記載すべき。
 - ⑤ 「行動計画の見直しについて」 国際情勢の変化にともなう企業活動を取りまく環境の変化を踏まえ、3年が適当。見直しに向けてステークホルダーとの対話を行うことが、我が国の国際的な信頼を確かなものとする上で重要。
- ・ 濱本正太郎京都大学大学院法学研究科教授
- ① 今回の諮問委員会の資料は、会議当日の未明に受領した。よって、諮問委員会で有益な議論を行うことは難しく、諮問委員会の存在理由について再検討が必要。また、政府職員の「ディーセント・ワーク」が守られていない根本的な矛盾について認識頂きたい。
 - ② 行動計画全体の構成は、既存の取組をまず示し、次いで「具体的な措置」を列挙している。他方、「これまでの取組」に関する分析が無く、「具体的な措置」として列挙される施策が特定されている理由が理解できない。
 - ③ 日本が当事国となっていないILO諸条約につき、加入の是非を検討し、加入しない条約についてはその理由を公表する等行動計画に記載すべき。
 - ④ (「第2章2(2)人権を保護する国家の義務に関する取組 ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大」において) ISO26000, ISO20400の普及について政府としては何をするか、説明が必要。
 - ⑤ (同じく「第2章2(2)ウにおいて)日EU経済連携協定は、「貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会」や「共同対話」の枠組みで、「市民社会」に一定の役割を与えており、記載を検討すべき。行動計画では、類似の仕組み等を今後日本が締結する経済連携協定に含めるか、既締結の経済連携協定についてはこのような仕組みを導入すべく協定改正を検討するのか、いずれもしないのであればその理由を明らかにすべき。
 - ⑥ 「第2章2(4)」において、人権諸条約個人通報制度に言及し、個人通報制度への参加を検討、ないし、参加しない理由を公表する旨検討すべき。
 - ⑦ (同じく「第2章2(4)」において)「警察官、検察官等に対する人権研修」に裁判官も追記すべき。自由権規約人権委員会における日本の国家報告審査では、裁判官に対する人権条約研修の必要性を毎回指摘されているが、あえて裁判官を対象に含めないのであれば、その理由を説明すべき。
 - ⑧ (同じく「第2章2(4)」において)OECD多国籍企業行動指針に基づく日本NCPの活動の周知・運用改善として「公平性と中立性の確保に努めつつ、手続の透明化を進める」とあるが、取組を具体化すべき。OECD Watchは、三者構成(政労使)のNCPの成果を指摘しており、他国で実績のある仕組みを日本でも導入するか検討し、導入しないのであればその理由を公表すべき。

- ⑨ 「第4章」では、「3年後を目処に」「5年後の見直しに向けて」「意見交換を行」
い「ステークホルダーと対話の機会を設け」、「5年後に」「行動計画の見直し」
とされているが、今回の経験を踏まえると、1年での見直しは困難と思われる
ので、4年目から改訂作業に入ることを明記することが望ましい。

(山中修 外務省総合外交政策局参事官(国連担当大使))

- ・ 多様な視点から行動計画(原案)について御指摘頂き、感謝する。頂戴した御意見を検討するにあたり、今後の検討が必要な事項はあるものの、各章の記載ぶりについて基本的な方針を回答させて頂く。
- ・ 全体の構成として、行動計画(原案)は関係府省庁の施策を取りまとめており、全体の記載ぶりを統一する努力をしてきているが、既存の取組と今後の取組について、区別が困難な箇所もある。
- ・ (「第1章」において)国連グローバル・コンパクトや投資家、ESG課題、労使関係に関する記載ぶりは、今後検討したい。
- ・ (「第2章1」において)行動計画の優先分野については、対外的に分かり易く説明する観点から、記載ぶりを再検討していきたい。
- ・ (「第2章2」において)行動計画に盛り込む各施策の実施府省庁の明示に関して、複数の府省庁に横断的な事項もあり、検討が必要。
- ・ (「第2章2(3)ア」において)人権デュー・ディリジェンスの推進に関する取組として、日本企業、特に中小企業が実施しやすい形での支援を、行動計画を公表する6月までにどこまで具体化できるかという問題はあるが、企業が直面する課題を、行動計画の運用・見直しの中で提起して頂くことは想定。
- ・ (同じく「第2章2(3)ア」に関して)在外公館に企業支援担当を置く場合、現地のJETROやJICAの事務所、商工会議所等との議論は期待されているため、その点も踏まえてフォローしていきたい。
- ・ (「第4章」において)行動計画(素案)に記載のあった「レビュー」という単語が行動計画(原案)から消えている点に特段の意図はない。
- ・ (同じく「第4章」において)行動計画の実施状況を、毎年関係府省庁連絡会議で確認し、結果についてステークホルダーとの対話の機会を設けると記載しているが、結果だけ見せるという趣旨ではない。
- ・ 行動計画の周知として、英語で発信していきたいが、英訳には時間を要する点は御理解頂きたい。
- ・ パブリックコメントへの回答は、寄せられた意見を分類し、まとめて回答を示していくことを検討。

(秋山伸一 厚生労働省大臣官房国際課長)

- ・ (大村氏に対して) 女性活躍推進法の着実な実施について、取組の具体性や目的と手段の混在等の御指摘を頂いた。担当部署と相談し、記載ぶりを検討したい。
- ・ (田口氏に対して) ILO多国籍企業宣言の周知について言及できないか御意見を頂いたが、ILOサイトへのリンクを貼付する等の対応は一案。
- ・ 未批准のILO諸条約への批准について複数御意見頂いたが、経団連はILO条約の批准に関して行動計画に記載することについて否定的な御意見と承知しており、また、政府全体の仕切りとして、条約の批准は国内法との整合性の観点から検討しており、個別の言及は難しい。

(寺本恒昌 経済産業省国際経済課長)

- ・ 価値協創ガイダンスは、企業と投資家を繋ぐ共通言語として抽象的なレベルでまとめているため、人権を個別に位置付けることは難しい。
- ・ JETROの関係で、ビジネスと人権の文脈で個別の対応窓口を設けるための予算や人員は無い。現地のビジネス情報の一環として、人権に関する情報提供を行うことは考えられる他、アジア経済研究所等を通じた情報発信等は行っていく。
- ・ 下請法のガイドラインや中小企業向けのコンサルティングの充実等について、現実的にどこまでできるかという点はあるものの、検討させて頂く。

(白川俊介 金融庁総合政策局総括審議官)

- ・ (荒井氏に対して) 金融庁としても、機関投資家や金融機関によるサステナブル投資の広がりについては、心強く感じている。そうした最近の動きについて、「第1章1」に背景事情として書き込むことは検討したい。
- ・ (「第2章2(3)ア」の) スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する記載についても、機関投資家によるエンゲージメントを念頭に置き、明確化できるよう記載ぶりを検討したい。

(野井祐一 警察庁長官官房審議官(国際担当))

- ・ (若林氏に対して) 暴力団と指導原則の関係性について、指導原則6に、「国家は、商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきである」と人権を保護する国家の義務として明示されており、暴力団と関わりの深い企業は、企業の内外で人権を侵害する温床となると認識。公共調達においても、暴力団に関連する企業は排除すべきと理解。
- ・ 一見したときに関係性が分かりづらいということは理解、他の取組の記載ぶりも踏まえ、外務省と調整をしていく。

(神吉康二 法務省大臣官房国際課付)

- ・（瀨本氏に対して）裁判官への人権研修を追記すべきとの御指摘に関して、司法府たる最高裁判所が裁判官への研修を実施しているため、行政府の行動計画に記載することが適切かを検討する必要がある。
- ・ 国内人権機関の設置については、ビジネスと人権を超えて政府の内外で様々な意見があり、慎重に検討していきたい。

（大村恵実 日本弁護士連合会 前国際人権問題委員会委員長）

- ・ 「第2章1」において、「国際機関や様々なステークホルダーが、企業向けに提供するツール等も企業の取組に貢献するとの認識の下」とあるが、「認識」にとどまらず、政府として民間の取組を支援するという方向性を盛り込むことを是非御検討頂きたい。

（若林秀樹 ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事）

- ・ 「第2章2(1)オ」で、障害者に対する合理的配慮の文言が見受けられない。できれば盛り込んで頂いた方が分かり易いように思うため、検討を頂きたい。

（南慎二 外務省外交総合政策局人権人道課長）

- ・ （大村氏に対して）御意見として頂戴する。
- ・ （若林氏に対して）合理的配慮の文言は、「具体的な措置」には出てこないが、枠組みを記載している箇所に記載している。

3. 閉会挨拶

（了）

第2回「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」

出席者一覧

ステークホルダー	
氏名	所属・役職
荒井 勝	NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長 HermesEOS上級顧問
有馬 利男	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事
大村 恵実	日本弁護士連合会 前国際人権問題委員会委員長
河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
田口 晶子	国際労働機関(ILO)駐日代表
二宮 雅也	一般社団法人日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社会長
若林 秀樹	ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム代表幹事

(御欠席)

氏名	所属・役職
相原 康伸	日本労働組合総連合会事務局長
濱本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授

※五十音順。敬称略。

参加府省庁
内閣府大臣官房企画調整課長
警察庁長官官房審議官(国際担当)
金融庁総合政策局総括審議官
金融庁企画市場局企業開示課総括課長補佐
消費者庁審議官
総務省大臣官房総務課参事官
法務省大臣官房国際課付
外務省総合外交政策局参事官(国連担当大使)(議長)
外務省総合外交政策局人権人道課長(司会進行)
財務省大臣官房審議官
文部科学省大臣官房国際課長
厚生労働省大臣官房国際課長
農林水産省大臣官房審議官(国際)
経済産業省国際経済課長
国土交通省総合政策局国際政策課インフラシステム海外展開戦略室長
環境省地球環境局国際連携課長
防衛装備庁防衛装備庁調達管理部調達企画課調達企画室長

(了)